第3号議案説明資料

芦屋市文化財保護条例新旧対照表

(下線部分は,改正部分)

改正案	現 行
(定義) 第 2 条 この条例において文化財とは、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号) <u>第 2 条第 1 項</u> に規定する文化財をいう。	(定義) 第 2 条 この条例において文化財とは,文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号) <u>第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで</u> に規定する文化財をいう。